

地方公共団体財政健全化法の経緯<1>

地方分権21世紀ビジョン懇談会報告書(平成18年7月3日大田弘子座長)

2. 各論(3)いわゆる“再生型破綻法制”の整備背景・目的

この観点から、いわゆる“再生型破綻法制”の検討に早期に着手し、3年以内に整備すべきである。その際、透明なルールに基づく早期是正措置を講じ、それでもうまくいかなかった場合に再生手続きに入るという2段階の手続きとすべきである。これらの点を踏まえた、いわゆる“再生型破綻法制”の制度の概要を今秋までに作成・公表すべきである。

「基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)

再建法制等も適切に見直すとともに、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方行革の新しい指針を策定する。

新しい地方財政再生制度研究会報告書(平成18年12月8日宮脇淳座長)

このため、新しい地方財政再生制度においては、財政情報の開示を徹底し、透明なルールのもとに早期是正措置を導入することにより、住民のチェック機能を働かせ、財政再建を促していくことを柱とする早期是正・再生スキームを構築すべきであり、以下のとおり具体的な提言を行うものである。

地方公共団体財政健全化法の経緯<2>

新しい地方財政再生制度研究会報告書(平成18年12月8日宮脇淳座長)

- この半世紀あまりで、地方公共団体の行政活動は著しく多様化してきており、地方公共団体の活動を全体として捉え、その財政状況を住民が分かりやすく把握できるよう、必要なものの追加も含め財政指標の充実が必要である。
 - 新しい地方財政再生制度においては、・・・特に、
 - ① 当該団体全体の財政運営上の問題を把握しその責任を明確化するという観点、
 - ② 地方公社や第三セクターの状況も含め、当該団体の潜在的なリスクも含めた中長期的な財政運営の健全化を図るという観点から、フロー・ストックの両面において必要な指標を用いるべき
- 今回の新しい再生制度においては、新たなフロー指標を設け、公営企業会計も連結して把握することにより、公営企業会計が悪化した結果、当該地方公共団体全体の新たなフロー指標が早期是正又は再生段階に至った場合には、当該公営企業会計を中心に早期是正又は再生スキームが適用されるものである。
- しかし、公営企業が供給する住民サービスは、上・下水道、病院など住民の日常生活に欠くことのできないものが多いことから、その経営の悪化が住民生活に多大な影響を与えることのないよう、個々の公営企業会計においても、経営悪化の初期の段階から経営健全化計画の策定を義務づけ、自律的な経営改善を促すこととすべきである。また、このことにより、公営企業会計の経営が悪化した場合に普通会計に与える影響も未然に防止することが可能となる。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」のこれまでの経緯

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
7/3 7/7 8/31 9/25 12/8 3/9	6/15 6/22 9/26 11/15 12/7 12/28 2/5 3/19	4/1 4/28 5/9 6/4 9/30 11/28	4/1 10/2 11/30 3月	5/25
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法案閣議決定・国会提出 ○ 研究会報告書 ・ 中間報告「方向性の提示」 ○ 新しい地方財政再生制度研究会発足 ・ 骨太2006 ・ 地方分権21世紀ビジョン懇談会報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法案可決・成立 ○ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」公布 ・ 健全化法説明会（第1回） ・ 健全化法説明会（第2回） ○ 早期健全化基準・財政再生基準等地方団体に提示 ・ 省令公布 ・ 政令公布 ・ 健全化法説明会（第3回） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健全化法一部施行（財政指標の公表等に係る規定） ・ 健全化法説明会（監査委員事務局向け） ・ 健全化法説明会（算定様式） ・ 算定様式 地方団体に配布 ○ 19年度決算に基づく財政指標の公表（速報） ・ “ ” ・ “ ” 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健全化法全面施行（計画策定義務等に係る規定） ・ 20年度決算に基づく財政指標の公表（速報） ・ “ ” ・ “ ” 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度に策定された財政健全化計画の概要等の公表 平成21年度内に策定 ・ 計画策定義務に該当する団体は、財政健全化計画等を
<p style="font-size: small;"> 再生型破綻法制の整備 現行再建法制の見直し 新制度の本格的検討 法案審議 地方団体との意見交換、制度説明等 財政指標の算定方法に係る詳細の決定 法の円滑な施行のための制度周知等 地方団体における財政指標の算定・議会報告・公表等 </p>				

地方公共団体財政健全化法に関する説明会等（平成19年）

事 項	対 象	開催日	場 所	備 考
全国市長会との意見交換会	全国市長会加盟の市区	7月10日	全国都市会館	
全国知事会との意見交換会	全国知事会再建法制等問題小委作業部会の関係都道府県	7月20日	都道府県会館	
地域衛星通信ネットワークによる説明	都道府県、指定都市、市区町村	8月7日	—	8月7日放映、8月21日再放映。また、(財)自治体衛星通信機構のHPで動画配信
全国町村議会シンポジウム	町村議員	8月28日	ルポール麹町	地域衛星通信ネットワークにおいても9月5日及び12日に放映。また、(財)自治体衛星通信機構のHPで動画配信
全国町村会政務調査会・常任理事会合同会議	全国町村会役員の町村長	9月13日	全国町村会館	
全国都道府県監査委員協議会連合会説明会	都道府県、指定都市、東京都・神奈川県内市区の監査委員事務局	9月14日	東京都庁	
健全化法に関する説明会①	都道府県、指定都市、地方六団体	9月26日	都道府県会館	意見照会
町村監査委員全国研修会	町村監査委員等	10月16日	東京国際フォーラム	
全国都市監査委員会事務研修会	都市監査委員等	10月26日	神戸ポートピアホール	
健全化法に関する説明会②	都道府県、指定都市、地方六団体	11月15日	都道府県会館	再度の意見照会

※ 都道府県（財政担当課・市町村担当課）及び政令市（財政担当課）に対し3度の意見照会を実施し、44団体から計291件の意見等が寄せられた。